

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月30日

【会社名】 株式会社岩手銀行

【英訳名】 The Bank of Iwate, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 高橋真裕

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

【電話番号】 盛岡 (019) 623局1111番

【事務連絡者氏名】 総務部長 伊藤友彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号  
株式会社岩手銀行東京事務所

【電話番号】 東京 (03) 3241局4312番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 戸田達史

【縦覧に供する場所】 株式会社岩手銀行東京営業部  
(東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成23年6月24日の第129期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成23年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

1株につき金30円 総額552,113,940円

ロ 効力発生日

平成23年6月27日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設し、併せて新設に伴う条数の繰り下げを行う。

#### 第3号議案 取締役12名選任の件

高橋真裕、菅野ススム、斎藤雅博、工藤和彦、田口幸雄、井沢良治、坂本 修、佐藤克也、安田善次、三浦 宏、岩田圭司、高橋 温の12氏を取締役に選任する。

なお、安田善次、三浦 宏、高橋 温の3氏は、社外取締役である。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

社外監査役として、安達孝一氏を選任する。

#### 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役吉田政司、鷲尾幸司の2氏、および退任監査役田中利見氏に対し、退職慰労金を贈呈する。なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれ一任する。

#### 第6号議案 役員賞与支給の件

役員賞与総額1,995万円（取締役分1,509万円、社外取締役分90万円、監査役分396万円）を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案	136,369	69	0	(注) 1	可決 96
第2号議案	117,368	19,070	0	(注) 2	可決 82
第3号議案				(注) 3	
高橋 真裕	114,787	21,651	0		可決 80
菅野 ススム	115,071	21,367	0		可決 81
斎藤 雅博	115,073	21,365	0		可決 81
工藤 和彦	115,068	21,370	0		可決 81
田口 幸雄	115,073	21,365	0		可決 81
井沢 良治	115,043	21,395	0		可決 81
坂本 修	115,073	21,365	0		可決 81
佐藤 克也	115,951	20,487	0		可決 81
安田 善次	108,759	27,679	0		可決 76
三浦 宏	108,626	27,812	0		可決 76
岩田 圭司	116,223	20,215	0		可決 81
高橋 温	117,120	397	18,921		可決 82
第4号議案				(注) 3	
安達 孝一	116,496	19,942	0		可決 82
第5号議案	95,401	41,037	0	(注) 1	可決 67
第6号議案	115,129	21,309	0	(注) 1	可決 81

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。